

令和6年10月2日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ワ)第21662号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和6年8月7日

判 決

5

原 告

同訴訟代理人弁護士

小 沢 一 仁

被 告

同訴訟代理人弁護士

中 川 卓

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

15 第1 請求

被告は、原告に対し、330万円及びうち220万円に対する令和5年1月4日から、うち110万円に対する令和5年9月25日から各支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

20

本件は、原告が、被告に対し、そのインターネット上の投稿により名誉を毀損され、名誉感情を侵害されたことにより精神的損害等を被ったと主張して、不法行為に基づき、330万円及びこれに対する各投稿日(各不法行為日)から各支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実(争いのない事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

25

(1) 原告は、Twitter(インターネット上の文章等の投稿サービス)

5 上で「暇空茜（ひまそら あかね）」と、note（インターネット上の文章等の発信・共有サービス）で「暇な空白」とそれぞれ称し、YouTube（インターネット上の動画投稿・配信サービス）上では「暇な空白チャンネル」を開設し、上記各サービスを通じて文章、動画等を投稿するなどして情報を発信する者である（甲1～3、弁論の全趣旨）。

被告は、Twitter上で「千尋 @white__rabbit__96」と称する者である（争いのない事実、甲5）。

10 一般社団法人C o l a b o（以下「本件法人」という。）は、若年被害女性を支援する事業等を行う一般社団法人であり、東京都から若年被害女性等支援事業（以下「本件事業」という。）を受託して、委託料を受領している（甲11〔8～10頁〕、弁論の全趣旨）。

(2) 原告は、令和4年11月2日、東京都に対し、本件法人の本件事業に関する会計報告につき不正があると主張して、本件法人に対する交付金の返還の措置等を求める住民監査請求をした（甲11）。

15 (3) 本件法人及びその代表者は、同月29日、当庁に対し、原告を相手方として、そのインターネット上の記事、動画等の投稿により名誉を毀損された旨主張して、損害賠償等を請求する訴訟を提起した（当庁令和4年（ワ）第30091号損害賠償等請求事件）（乙1、乙123）。

20 (4) 東京都監査委員は、前記(2)の住民監査請求を受けて、監査を実施し、同年12月28日頃、本件法人の会計報告の一部に不当がある点を認めるとともに、その余の原告の請求には理由がないと判断して、東京都に対し、本件事業の実施に必要な経費の実績額の再調査等の措置を講じることを勧告した（以下「本件監査結果」という。）（甲11、19）。

25 (5) 原告は、同月29日、note上で本件監査結果の全文に原告の意見等を付した記事を投稿した。なお、同投稿は途中から1000円を支払わなければ閲覧できない有料部分（甲12〔6枚目以降〕）（以下「本件有料記

事」という。)が含まれている。(甲12、乙30)

(6) 被告は、令和5年1月4日、Twitter上で、別紙投稿記事目録記載1の投稿をした(以下「本件投稿1」という。)(争いのない事実、甲6)。

(7) 原告は、同月20日、当庁に対し、東京都知事等を相手方として、同都知事が本件法人に対して損害賠償等を請求することなどを求める住民訴訟を提起した(甲13)。

(8) 原告は、同年8月25日、当庁に対して本件訴えを提起した(当裁判所に顕著な事実)。

(9) 被告は、同年9月25日、Twitter上で、別紙投稿記事目録記載2の投稿をした(争いのない事実、甲15)(以下「本件投稿2」といい、本件投稿1と併せて「本件各投稿」という。)

(10) 当庁は、令和6年7月18日、前記(3)の訴訟につき、原告が本件法人及びその代表者に対してインターネット上の記事、動画等の投稿により名誉を毀損したことを認定した上で、原告に対し、本件法人につき165万円及び同法人代表者につき55万円の損害賠償の各支払を命じるとともに、上記投稿の削除を命じる旨の判決を言い渡した(乙123)。

2 争点

本件の主たる争点は、後記(1)ないし(3)のとおりである。

なお、当事者は、上記のほかにも、本件各投稿に係る真実性ないし相当性(抗弁)につき、別紙抗弁一覧表記載のとおり主張する。

(1) 被告が本件投稿1により原告の名誉を毀損したか(争点1)

(2) 被告が本件投稿2により原告の名誉を毀損したか、名誉感情を侵害したか(争点2)

(3) 原告の損害(争点3)

3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1 (被告が本件投稿1により原告の名誉を毀損したか)

【原告の主張】

被告は、別紙「請求原因一覧表」の「本件記事1」の「記事により摘示された事実等」及び「社会的評価の低下（違法性）」の上段の各欄記載のとおり、本件投稿1により、原告の名誉を毀損した。

【被告の主張】

別紙「請求原因一覧表」の「本件記事1」の「記事により摘示された事実等」及び「社会的評価の低下（違法性）」の下段の各欄記載のとおり、本件投稿1により原告の名誉は毀損されたとはいえない。

(2) 争点2（被告が本件投稿2により原告の名誉を毀損したか、名誉感情を侵害したか）

【原告の主張】

被告は、別紙「請求原因一覧表」の「本件記事2」の「記事により摘示された事実等」及び「社会的評価の低下（違法性）」の上段の各欄記載のとおり、本件投稿2により、原告の名誉を毀損し、名誉感情を侵害した。

【被告の主張】

別紙「請求原因一覧表」の「本件記事2」の「記事により摘示された事実等」及び「社会的評価の低下（違法性）」の下段の各欄記載のとおり、本件投稿2により原告の名誉は毀損されたとはいえないし、その名誉感情も侵害されたとはいえない。

(3) 争点3（原告の損害）

【原告の主張】

原告は、本件各投稿により後記ア及びイのとおり合計330万円の損害を被った。

ア 本件投稿1

- 慰謝料 200万円
- 弁護士費用 20万円

イ 本件投稿 2

○ 慰謝料 100万円

○ 弁護士費用 10万円

【被告の主張】

否認ないし争う。

原告は、本件訴訟において被告によって提出された準備書面等もnote上で有償販売するなどして収益を上げていることからすれば、本件各投稿がされたことを奇貨として収益を得るための道具として本件訴訟を利用しているものであって、そもそも精神的損害は生じないか、仮に生じていたとしても同損害は填補された。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（被告が本件投稿1により原告の名誉を毀損したか）について

(1) 本件投稿1による事実の摘示の有無及び内容について

一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準に、投稿当時に同閲覧者が有していた知識等（前提事実(5)）を考慮して本件投稿1を読むと、被告は、本件投稿1により、①note上で本件有料記事を1000円で販売したことを摘示する（以下「本件事実摘示1」という。）とともに、②本件有料記事のうち本件監査結果に対する原告の意見等は事実と反する煽動的な宣伝であること、③本件有料記事を閲覧するために1000円を支払うのであれば、その1000円を飲食代に充てた方が有意義であること、④本件有料記事を閲覧するために1000円を支払った者は、心が狂い乱れて常態を失っており、原告に対する崇拜として献金したのと同義であることについて意見を述べた（以下「本件意見1」という。）と認めることができる。

この点、原告は、本件投稿1により、本件有料記事のうち原告の解説（意見等）に係る部分が事実と反する内容であるとの事実が摘示されている旨主張する。しかし、この原告の思想ないし見解を反映した上記解説（意見

等) と事実との適合性の有無及び程度については、多分に評価的判断を含まざるを得ないことからすれば、証拠等をもってその存否を決することが可能な事項であるとはいえない。したがって、本件投稿1は原告の主張する上記事実摘示を含むものと認めることができない。

5 (2) 本件投稿1による社会的評価の低下の有無及び程度について

本件事実摘示1及び本件意見1について、一般の閲覧者の普通の注意と読み方によって検討すると、原告が有償で販売した本件有料記事は、事実と反する煽動的な宣伝であって、飲食提供の役務よりも価値が低い同記事を購入することは正常な行動ではないという印象を与えるといえる。そうすると、このような印象は、一般の閲覧者に対し、原告による本件有料記事の10 有償頒布について否定的な評価を与えるとみることもできる。

しかし、本件事実摘示1の内容それ自体は、原告の社会的評価を低下させるものであるとは認められない。また、被告は、本件投稿1により本件有料記事のうち事実と反する煽動的な宣伝という評価を受ける部分ないし範囲を具体的に明らかにしていない上に、その評価の基礎となるべき具体的な根拠を指摘することなく、「有料note (注: 本件有料記事) を購入して得るのがデマ」などと抽象的な表現方法を用いるにすぎない。さらに、本件投稿1に係る表現は、一度だけ投稿されたものにすぎず、反復継続して投稿されたものでもない。

加えて、被告は、本件投稿1をするに当たって、自らの実名、地位、職業、経歴等を明らかにしていなかったこと(甲5、6、弁論の全趣旨)も踏まえると、一般の閲覧者は、本件投稿1を閲覧したときに、上記のように根拠に乏しく抽象的な否定的評価をそのまま信用するとは考え難く、むしろ、この被告によって提示された否定的評価は、本件有料記事に含まれる原告の意見等に対する被告の個人的な意見ないし感想を述べたものにすぎないと受け止めるのが自然である。

また、原告は、本件監査結果に対する自らの意見等をインターネット上で有償頒布したこと（前提事実(5)）からすれば、その頒布行為、意見等に対して同じくインターネット上で批判的な意見、感想等が提示されることは当然に想定されるものであって、そのような意見等について一定程度受忍すべき立場にあるといえるし、むしろ、上記に指摘してきた事情、原告がインターネット上の各種媒体を通じて自ら情報発信していること（前提事実(1)）、インターネットが双方向性の情報発信を可能とする媒体であることなどを踏まえると、本件投稿1に対し、被告と同様に、インターネットを通じて意見等を表明することをもって対抗することが容易である上、そのような方法を採用することが民事訴訟という手段に訴えるよりも相当であるといふべきである。

これらの事情に加えて、本件投稿1の分量は数行程度にとどまること、同投稿がされた媒体の性質（前提事実(1)、(6)）等の事情も併せて考慮すると、その閲覧回数が少なくとも4.5万回に達していたこと、本件投稿1には「デマ」、「カルトへの献金」などのやや穏当さを欠く表現方法が含まれていること（甲6）を踏まえてもなお、本件投稿1によって不法行為を構成するほどの社会的評価の低下があったと認めるに足りず、そのほかにこれを認めるに足りる事実はない。

(3) 小括

したがって、被告が本件投稿1により原告の名誉を毀損したと認めることはできない。本件投稿1が不法行為を構成するとはいえない。

2 争点2（被告が本件投稿2により原告の名誉を毀損したか、名誉感情を侵害したか）について

(1) 本件投稿2による事実の摘示の有無及び内容について

一般閲覧者の普通の注意と読み方を基準として本件投稿2を読むと、被告は、本件投稿2により、①原告が訴訟を提起したとの事実を摘示する（以

下「本件事実摘示2」という。)とともに、②原告が簡単に同訴訟で勝訴できるわけではないこと、③原告が訴権を濫用していることについて意見を述べた(以下「本件意見2」という。)と認めることができる。

この点、原告は、本件投稿2により「原告が濫訴をしている」との事実が摘示された旨主張する。

しかし、濫訴とは、訴権を濫用したという意味に解されるところ、訴権を濫用したか否かは、当該訴訟の背景をなす事実関係から当該訴訟の不適法性が根拠付けられるか、すなわち、当該訴権の行使が権利濫用の法理に抵触するか否かという観点から判断されるものであって(最高裁判所第一小
法廷昭和53年7月10日判決・民集32巻5号888頁、東京地方裁判
所平成12年5月30日判決・判例時報1719号40頁参照)、その性質
上、証拠等をもってその存否を決することが可能な事項であるとはいえない。そうすると、本件投稿2により提示された「原告が濫訴をしているこ
と」は、事実の摘示ではなく、意見の表明と解するのが相当である。

(2) 本件投稿2による社会的評価の低下の有無及び程度、名誉感情の侵害の有無及び程度について

この点、本件事実摘示2及び本件意見2について、一般の閲覧者の普通の注意と読み方によって検討すると、「待ってろや濫訴野郎」とのやや不穏当な表現方法と相まって、原告が訴権を濫用しているとの否定的な印象を与えるものと理解される。

しかし、本件事実摘示2の内容それ自体は、原告の社会的評価を低下させるものであるとは認められない。また、本件投稿2の内容をみても、訴権濫用という評価を受けるべき訴訟の内容や当該濫用という評価を基礎付ける事実関係について、具体的な指摘をいずれも欠いている。さらに、被告は、本件投稿2につき、反復継続して投稿したものでもないし、自らの実名、地位、職業、経歴等を明らかにしていなかった(甲5、15、弁論の全

趣旨)。

これらの事情からすれば、一般の閲覧者が、本件投稿2を閲覧したとしても、上記のように根拠に乏しく抽象的な被告個人の否定的評価・感想をそのまま信用するとは考え難い。

5 また、本件投稿2がされた経緯についてみると、原告は、令和5年8月に被告に対して本件訴訟を提起し（前提事実(8)）、その訴状等が同年9月22日（本件投稿2の三日前）に被告に送達されたこと（当裁判所に顕著な事実）からすれば、原告による本件訴訟の提起が契機となって被告が本件投稿2に及んだことが推認される。そうすると、原告は、本件投稿2が行われた原因に関与しているとみることもできる。

10 以上の事情に加えて、原告は、インターネット上の各種媒体を通じて自ら情報発信していること（前提事実(1)）、インターネットという媒体の特性も併せて考慮すれば、本件投稿2に対し、被告と同様にインターネット上の意見の表明等をもって対抗することが容易であり、かつ、相当でもある。

15 さらに、原告は、遅くとも令和4年12月以降、自らが当事者となっている複数の訴訟において相手方が提出した準備書面等をnote上で有償販売していたこと（争いのない事実、乙102の1・2、107、116の1～4、117の1～9、119の1・2、120の1～3。なお、乙123
20 〔15、16、30頁〕参照）からすれば、訴訟上の攻撃防御方法についてインターネットを通じて頒布することにより収益を得ていたといえる。このような原告の訴訟に対する行動や態度については、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争を法律の適用により終局的に解決するという民事訴訟の目的と必ずしも整合しないとみることもできる。

25 これらの事情に加えて、本件投稿2の分量は数行程度にとどまること、不穏当な表現は「濫訴野郎」の一語のみであること、同投稿がされた媒体の

性質（前提事実(9)）なども併せて考慮すると、その閲覧回数が少なくとも約5万件に達していたこと（甲15）を踏まえても、被告が本件投稿2によって不法行為を構成するほどに原告の社会的評価を低下させたと認めるに足りないし、社会通念上許される限度を超える侮辱行為をしたともいえない。

(3) 小括

以上によれば、被告が本件投稿2により原告の名誉を毀損したと認めることはできないし、その名誉感情を不当に侵害したと認めることもできないから、本件投稿2が不法行為を構成するとはいえない。

10 第4 結論

以上の次第であるから、その余の点について判断するまでもなく、原告の各請求はいずれも理由がないからこれらをいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

15

東京地方裁判所民事第30部

裁判官

実 戸

崇 官

投稿記事目録

- 1 閲覧用 URL : https://twitter.com/white_rabbit_96/status/1610306539742715904

5 アカウント : @white_rabbit_96

投稿日時 : 2023 年 1 月 4 日 01 時 06 分

投稿内容 : 有料 note を購入して得るのがデマって一体どんな.....暇空 note の購入費は 1000 円? 美味しい飲食チェーン店にでも費す方がどんなにいいか。しかしこの 1000 円で狂乱ぶりを決定的に後戻り出来ない状態にしたんだろうなと。カルトへの献金と何も変わらねえ.....

- 2 閲覧用 URL : https://twitter.com/white_rabbit_96/status/1705963166361100457

15 アカウント : @white_rabbit_96

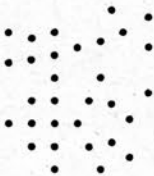
投稿日時 : 2023 年 9 月 25 日 00 時 11 分

投稿内容 : ヤツに、教えてやらんとな。勝手な訴訟を起こしたところで、簡単に実るわけじゃないってことをよ。待ってろや濫訴野郎。

記事番号		記事の内容	記事により摘示された事実等	社会的評価の低下（違法性）
本件記事1		有料noteを購入して得るのがデマって一体どんな……暇空noteの購入費は1000円？美味しい飲食チェーン店にでも費す方がどんなにいいか。しかしこの1000円で狂乱ぶりを決定的に後戻り出来ない状態にしたんだろうなと。カルトへの献金と何も変わらねえ…… (甲6)	〔原告の主張記載欄〕 「原告は、2022年12月29日に原告が1000円で有料販売したnote記事で、原告は住民監査請求の結果全文を紹介し、その解説をしたが、その内容の全部または主要な部分が事実と反する内容（デマ）になっている。」との事実を摘示するとともに、「一体どういうことなのか。原告のnote記事に1000円を支払うのであれば食事代等の用途にその1000円を使う方がはるかに有意義だ。しかし、原告のデマを盲信する者らはデマである原告のnote記事を1000円という費用を支払って購入し、原告に対する忠誠を示して狂乱しているため、この1000円の支払いはこの狂乱を決定的に後戻りすることができないものにした。この原告のnote記事を盲信し、1000円を支払って忠誠を示す行為はカルトへの献金と変わらない」との意見を述べるもの（原告訴状5頁記載4（2））。	〔原告の主張記載欄〕 住民監査請求の結果という、一般閲覧者の重大な関心事について内容虚偽の記事を1000円で売ることは、一般閲覧者の興味につけ込んだ悪質な詐欺行為であり犯罪を構成するし、Colaboに対し風評被害を与えるものであるから、当然非難の対象にもなる。そのため、本件記事は原告の社会的評価を低下させる（原告訴状5頁記載4（2））。 (被告の主張に対する再反論) 本件記事1による社会的評価の低下に対する反論になっていない。 原告のColaboに対する追及によっても、原告が虚偽内容のnote記事を有償で販売しているとの摘示事実によってもたらされる社会的評価の低下を受忍しなければならない理由はない（原告準備書面（1）2頁記載2（2）、同4頁記載（3）。上記記載は主張書面の趣旨を整理したものである）。 (社会的評価の低下に関する補充主張) 本件記事1は原告が住民監査請求の結果に対する第三者の興味に乗じて内容虚偽の書面を1000円で有償販売したという、原告が限りなく詐欺的な行為をしたことを指摘するものだから、原告の社会的評価を強く低下させる。① 摘示事実の内容（摘示された事実に対する社会的な非難の程度）、② 摘示事実の信用性（摘示事実の内容自体が一見して明らかに信用できないものといえるかなど）、③ 発信者の信用性（匿名か実名か（投稿されたサイトの性質）、公開アカウントか、プロフィールの内容、普段の投稿内容が不自然、不合理なことばかり述べていたりしないかなど）、④ 影響力（アカウントのフォロワー数、問題となる記事の閲覧数など）、⑤ 受忍限度（原告の社会的地位、同様の投稿の有無・内容・頻度、当該投稿の内容・分量・回数・頻度、本件投稿がされるまでの経緯等）などの諸要素を考慮しても、本件記事1は原告の社会的評価を低下させる（原告準備書面（5）1頁～7頁）。
			〔被告の主張記載欄〕 本件記事1に事実の摘示はない。 本件記事1は、被告が「有料noteを購入して得るのがデマって一体どんな……」という半信半疑の心境を綴ったものである(YJS(1)p14～16、YJS(2)p1～4)。 摘示事実に関する原告の主張が次々に変遷していることは、本件記事1が事実の摘示を含まないことを裏付けている(YJS(1)p13,14、YJS(4)p1～4)。 仮に、本件記事が何らかの事実摘示を含むと解されたとしても、本件記事は原告が監査結果の文書を捻じ曲げて公表したとの事実摘示は含まない(YJS(3)1～2)。	〔被告の主張記載欄〕 原告は、性被害や虐待等に苦しむ10代少女を支援する訴外法人（Colabo）、その代表者である仁藤夢乃氏及びその関係者（例えばColaboの支援を受ける少女など）に対し、悪意を持って、誹謗中傷行為（名誉毀損含む。）を重ねていた(YJS(1)p10～12、YJS(2)p3、YJS(3)p3～8,11～12)。原告は、不法な収益獲得を目的として、合理的な根拠もなく、訴外法人らが貧困ビジネスを行っているなどとインターネット上において繰り返し発信していたのであり、強い非難に値する（YJS(9)p3～5）。 他方、本件記事1は、原告本人に対するものではなくnote記事について書いているものであり、その点で穏当な記載である。 被告は、原告の監査請求における主張の一部が認められたことを他の投稿で明示している(YJS(8)p2)。 元より、本件記事1に付されている「いいね」は5件のみであり、コメントはほぼ全て被告を揶揄嘲笑する類いのものであった(YJS(8)p3～4)。原告も本件記事1を問題視した形跡がなく、むしろ訴訟経過を娯楽扱いして収益化を図ることや反対意見を萎縮させることを目的として本訴訟を提起していることが推認される(YJS(9)p6)。 したがって、本件記事による社会的評価の低下はなく、仮に認められるとしても微々たるものであって、原告が強い非難に値する行動を取っていたことからすれば違法性は具備しない。
本件記事2		ヤツに、教えてやらんとな。勝手な訴訟を起こしたところで、簡単に実るわけじゃないってことをよ。待つてろや濫訴野郎。 (甲15)	〔原告の主張記載欄〕 「原告が被告に対し、濫訴をしている」との事実を摘示している。 「濫訴」とはその言葉のとおり訴権を濫用することであり、訴訟制度を本来の目的とは異なる目的のために利用していることを指す。このような濫訴であるかは訴状の記載によって容易に判断することができるので、証拠に基づきその存否を決することができるから、本件記事2は事実を摘示するものである（訴えの変更申立書2頁記載第2の1）。	〔原告の主張記載欄〕 訴権濫用は不法行為にもあたるものであるから、本件記事2は原告の社会的評価を低下させる。（訴えの変更申立書2頁記載第2の1） (被告の主張に対する再反論) 本件記事2により社会的評価が低下しない理由については明確な反論がなく、専ら社会的評価が低下することを前提にした受忍限度論について述べているものと思われる。 複数の人物に対して訴訟を提起することが濫訴に当たるものではない。乙29の事件は著作権者ではないと考えられる者が原告の動画に著作権侵害を理由にYouTube動画を削除を求め、これについて原告が異議を述べたところ、何も反論されずに動画が復活したので、著作権者ではない者が通報し、これにより原告が損害を被ったとして訴訟を提起したものである。しかし、訴訟段階になって当該事件の被告が著作権者から著作権譲渡を受けたとする証拠を提出したのでそれ以上反論する必要が無くなったことから結果的に訴状のみ提出したことになったのであり、単に形式的に訴状を提出して相手方を攻撃した事案ではない。（原告準備書面（2）2頁記載5） 原告が他人に対する追及をしたとして、内容虚偽のnote記事を有償で販売したことによる社会的評価の低下を受忍しなければならない理由はない（原告準備書面（2）12頁記載（2））。 (社会的評価の低下に関する補充主張) 本件記事2は原告が住民監査請求の結果に対する第三者の興味に乗じて内容虚偽の書面を1000円で有償販売したという、原告が限りなく詐欺的な行為をしたことを被告が指摘することを濫訴によって黙らせようとすることを指摘するものだから、原告の社会的評価を強く低下させる。① 摘示事実の内容（摘示された事実に対する社会的な非難の程度）、② 摘示事実の信用性（摘示事実の内容自体が一見して明らかに信用できないものといえるかなど）、③ 発信者の信用性（匿名か実名か（投稿されたサイトの性質）、公開アカウントか、プロフィールの内容、普段の投稿内容が不自然、不合理なことばかり述べていたりしないかなど）、④ 影響力（アカウントのフォロワー数、問題となる記事の閲覧数など）、⑤ 受忍限度（原告の社会的地位、同様の投稿の有無・内容・頻度、当該投稿の内容・分量・回数・頻度、本件投稿がされるまでの経緯等）などの諸要素を考慮しても、本件記事2は原告の社会的評価を低下させる（原告準備書面（5）7頁～11頁）。

	〔被告の主張記載欄〕 本件記事2に事実の摘示はない。 ある訴訟が「濫訴」に該当するか否かを判断するためには法的評価が必要なのであるから、「濫訴野郎」とは論評にすぎない(YJS(2)p4)。	〔被告の主張記載欄〕 「濫訴」という用語の意味は文脈から判断する他にない。本件記事2は、無闇に訴訟を起こしたところで簡単に認められるものではないという意見を述べているにすぎない(YJS(5)p1～5)。 原告は、複数の相手方に対して多量の訴訟提起を行っており、その中には、訴訟提起前の法的検討が明らかに不十分なまま訴訟提起をしているもの、原告が酷い誹謗中傷を加えていた相手方に対する嫌がらせと目されるものまである (YJS(5)p6,7)。本訴訟も法的検討が不十分なまま提訴されている(YJS(5)p5)。 原告は、原告の名誉回復等のためではなく、訴訟手続を利用して収益を増加させることを目的として提訴している。本訴訟も同様である (YJS(4)p4)。 原告は、被告が本件記事2を投稿する以前から、訴訟手続を収益化の道具とすることが常態化していた(YJS(8)p5～8)。 原告は、訴外法人らに対して悪質な誹謗中傷を重ねており、被告や被告訴訟代理人のことも侮辱し続けているにもかかわらず、「濫訴野郎」の一言で不法行為に該当するとされるならば、被告側は裁判について一切発言できなくなる(YJS(5)p5)。 したがって、「濫訴野郎」という言葉に違法性はない。 (公正な論評の法理) 仮に、本件記事2によって原告の社会的評価の低下が認定されとしても、本件記事2は公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的で投稿したものであり、前提事実たる原告の被告に対する訴訟提起、原告が女性支援団体に関わる東京都の事業に対して立て続けに住民監査請求や住民訴訟を提起していること、自らが加害者でありながら被害者を装って損害賠償請求訴訟を起こしたこと、訴訟を収益化の道具にしていること等は真実であり、意見ないし論評の域を逸脱したものでもないから、違法性が欠ける(YJS(6)p2～8)。
--	---	---

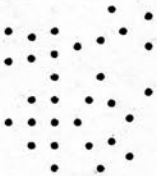
※ 各主張要旨の末尾に引用元の準備書面とページ数の記載をお願いします (例：XJS(1)p3、YJS(2)p2～4)。



記事番号	記事の内容	真実性・相当性のある表現か	当該事実の摘示が公共の利害に関する事実か	当該事実の摘示が専ら公益を図る目的でされたか
本件記事1	有料noteを購入して得るのがデマって一体どんな……暇空noteの購入費は1000円？美味しい飲食チェーン店にでも費す方がどんなにいいか。しかしこの1000円で狂乱ぶりを決定的に後戻り出来ない状態にしたんだろうなど。カルトへの献金と何も変わらねえ…… (甲6)	〔原告の主張記載欄〕 (真実性) 原告はnote記事(甲12)で虚偽の事実を述べていない。被告からはどの部分がどのように虚偽なのか具体的な指摘がない。甲12以外の原告のnote記事がデマにあふれていたことは否認するが、そもそも本件記事1の真実性と無関係である(甲12以外の原告のnote記事がデマだから本件記事1が真実だとの主張であれば当該主張は失当である)。(原告準備書面(3)3頁記載第2の2) (相当性) 本件記事1を読んでいないので真実相当性はない。本件記事1と無関係の情報から信じたとしても、単なる先入観であり、真実相当性はない。(原告準備書面(2)11頁記載(2))	〔原告の主張記載欄〕 本件ツイート1からは原告が狂乱的に振る舞っていたことを問題視する意図を読み取ることはできない(原告準備書面(2)3頁記載4)。	〔原告の主張記載欄〕 本件記事1は被告の主張によれば、被告は「フルオ」と称するアカウントが原告のnote記事を購入し、そこに掲載されている監査結果をまとめたツイートを閲覧して本件ツイート1を投稿したというのだから、原告のnote記事すら読まないまま、監査結果をまとめたに過ぎない「フルオ」のツイートを读んだだけで、原告が有償note記事でデマを流していると決めつけて本件ツイート1を投稿したことになる。Colaboらが不当に貶められないようにする目的があったか知らないが、仮にそのような目的があったとしても、原告を貶めることによる反射的效果として目的を達成しようとしたに過ぎず、本件記事1の主たる目的は原告を貶めようとするものであり、公益目的はない(原告準備書面(2)3頁記載5)。
		〔被告の主張記載欄〕 (真実性) 原告のnote記事購入者は、原告が住民監査請求で主張した内容が、東京都監査事務局による監査の結果として事実として認定されたのだと期待して記事を購入するはずである。しかし、原告がそれまで発信していた訴外法人らの不正行為に関する数々の主張は、ごく一部の経理上のミスを除き、公的機関による監査の結果として公に否定されていた。原告がnoteのなかで別途記載している文章もデマに溢れていた。 したがって、本件note記事を購入して得られるものはデマであるということは真実である(YJS(3)p3~12)。 (相当性) 原告が明らかな悪意を持って訴外法人らの社会的信用を失墜させる発信を続けていたこと、原告の発信内容について訴外法人らの弁護団が注意喚起をしていたこと、被告のツイートはnote記事購入者の発信内容に基づいていることからすれば、相当性が認められる(YJS(3)p13,14)。	〔被告の主張記載欄〕 原告は、本件監査結果を受領してから、まるで原告が訴外法人らを主犯とする大疑獄事件を暴いた立役者であるかのように振る舞い、訴外法人らを極めて強い論調で貶め続けており、多数の人物がそれに追従していた。被告は、本件記事1において原告らのそのような振る舞いの妥当性を問題にしたのであるから、本件記事1は公共の利害に関する事実を発信している(YJS(3)p2~3)。	〔被告の主張記載欄〕 被告は、原告が訴外法人らに対して誹謗中傷を重ねていたことを問題視しており、監査請求の結果については冷静に見なければならず、訴外法人らが不当に貶められることがあってはならないという見地から本件記事1を投稿した。 したがって、本件記事1の投稿は公益目的でされたものである(YJS(3)p3)。
本件記事2	ヤツに、教えてやらんとな。勝手な訴訟を起こしたところで、簡単に実るわけじゃないってことをよ。待ってろや濫訴野郎。 (甲15)	〔原告の主張記載欄〕 原告が複数の相手方に対して訴訟を提起していることは事実であるが、濫訴と認定されたことはない。乙29の事件は著作権者ではないと考えられる者が原告の動画に著作権侵害を理由にYouTube動画の削除を求め、これについて原告が異議を述べたところ、何も反論されずに動画が復活したので、著作権者ではない者が通報し、これにより原告が損害を被ったとして訴訟を提起したものである。しかし、訴訟段階になって被告が著作権者から著作権譲渡を受けた証拠が提出されたのでそれ以上反論する必要が無くなったことから結果的に訴状のみ提出したことになったのであり、単に形式的に訴状を提出して相手方を攻撃した事案ではない。 また、本件記事2の投稿とColaboの問題は何も関係しない。よって、本件記事2は真実ではない(原告準備書面(2)2頁記載5))。 (原告の真実性・真実相当性に関する補充主張) 原告は被告に対し事前に通知書を送付するなどして裁判外における解決を試みており、突然訴訟を提起したわけではない。原告の請求を認容する裁判例が複数存在する。棄却事案についても単に棄却という結果だけではなく、濫訴というのであれば各訴訟における主張内容がおよそ法律上理由がないことまで主張立証する必要がある。名誉毀損等の損害賠償請求事件については原告の訴訟提起に先立ち発信者情報開示請求を経て裁判所が権利侵害を認定しているものが相当数含まれている(一度裁判所の判断を経た上で民事訴訟を提起している。そうすると、原告が被告やその他第三者に対し法律上の理由がないと認識しつつあえて訴訟を乱発している(濫訴をしている)との事実摘示に真実性も真実相当性もない。(原告準備書面(6)1ページ~5頁)	〔原告の主張記載欄〕 本件記事2は原告被告間の本件訴訟に関するものであり、個人間の紛争に過ぎないのであるから、これが濫訴であるか否かは公共の利害に関するものとはいえない。	〔原告の主張記載欄〕 本件記事2は、本件記事1に係る原告の請求のどこがどのように訴権を濫用しているといえるのか何ら明らかにしておらず、「待ってろや濫訴野郎」との表現も妥当とはいえないものであって、単に原告から訴訟提起されたことの意趣返しを目的として原告が被告に対して訴権を濫用しているとの印象を閲覧者に与えようとするものに過ぎないから、公益目的はない。

	〔被告の主張記載欄〕 (真実性) 原告は、オタクコンテンツを批判されたことに逆上して、訴外法人らに対する風評被害となる発信を連日執拗に繰り返すようになり、その後、女性支援団体叩きは収益になるという判断のもと、東京都が女性支援団体に対して業務委託を行っている事業等に対し、立て続けに多数の住民監査請求や住民訴訟を起こしている。 原告は、真実は自らが加害者であるにもかかわらず、被害者ぶって訴訟提起をすることも繰り返している。自ら女性支援団体に対する妨害行為を行っていないが、それについて一言否定的に言及されただけで提訴して敗訴した例もある。したがって、仮に「濫訴」をむやみに訴えることとして事実の摘示を含むものと解したとしても、それは真実である(YJS(5)p8～10)。 (相当性) 原告は、少なくとも「濫訴」と評し得る訴訟提起を次々に行っていたのであるから、相当性がある(YJS(5)p10)。	〔被告の主張記載欄〕 原告は、自らが加害者でありながら被害者を装って損害賠償請求訴訟を起こしたり、社会福祉事業を「公金チューチュー」と揶揄、中傷して女性支援に係る事業に対して集中的に住民訴訟を起こすなど、訴訟を嫌がらせの手段に用いている。しかも、ネット上において次々に挑発的な言動を取っては、原告を批判した人々に対して訴訟提起し、相手方の主張を一部切り取り、揶揄、中傷して収益化している(YJS(5)p6～8、YJS(6)p3～4)。 自らが被告になっている訴訟も、それが濫訴と評し得るものであるなら、被告は応訴の煩に苦しみ、裁判所は貴重な人員等の浪費となり、司法機関の権威の失墜にもなりかねないのであるから、公共の利害に関する事実に係る投稿である(YJS(6)p3)。	〔被告の主張記載欄〕 被告は、誹謗中傷や訴訟提起を用いて正当な批判を抑圧したり、訴訟手続を収益化の道具に用いる等の原告の行動に反対する思いから、原告の提訴に対する応訴の意思と、原告の濫用的提訴行動に関する異議を表明したものであるから、専ら公益を図る目的による投稿である(YJS(5)p6～8、YJS(6)p4～5)。
--	--	--	--

※ 各主張要旨の末尾に引用元の準備書面



これは正本である。

令和 6 年 1 0 月 2 日

東京地方裁判所民事第 3 0 部

裁判所書記官 有 賀 圭 佑

